

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域とは

1 土砂災害警戒区域

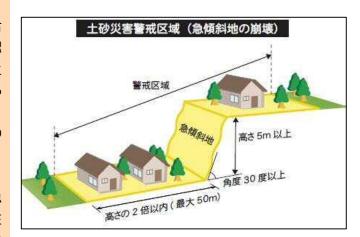
土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合 に住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認 められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止 するために警戒避難体制を特に整備すべき土地に該当する 区域である。

指定されると、危険の周知、警戒避難体制の整備が行わ れます。

2 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、急 傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住 民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると 認められる土地の区域で、一定の開発区域の制限および居 室を有する建築物の構造の規制をすべき土地に該当する区 域である。

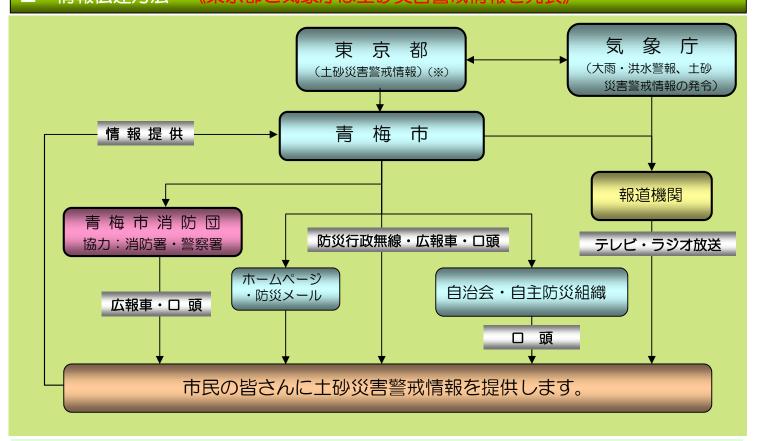
指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物 の構造規制等が行われます。



● 警戒区域の確認

警戒区域の詳細については、地区市民センタ 一、市役所防災課、計画調整担当および東京都西 多摩建設事務所にて閲覧できます。

《東京都と気象庁は土砂災害警戒情報を発表》 情報伝達方法



(※) 土砂災害警戒情報とは、大雨により、避難行動が必要な土石流や集中的に発生するがけ崩れの危険性が高まったと判断した時、 東京都と気象庁が共同で発表する防災情報で、大雨警報発表中に、より一層土砂災害の危険性が高まったときに発表されます。 土砂災害警戒情報が発表された場合は、周囲の状況に注意し、普段と異なる状況等に気づいた際には自主避難をお願いします。

警戒区域内における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

1 急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象のこと。

2 土石流

山腹が崩壊して生じた土石等または渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象のこと。

3 地すべり

土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象またはこれに伴って移動する自然現象のこと。

こんな現象見たら、聞いたら、早めに自主避難 し、市役所へ連絡しましょう。

● がけ崩れ

- ・表面に流水が発生・地鳴り
- ・小石がパラパラ落下・斜面のふくらみ
- ・湧水の発生
- ・小石が頻繁に落下
- ・湧水量の増加
- ・湧水の停止
- ・湧水の濁り
- ・湧水の噴出し

● 地すべり

- ・湧水量の増加 ・斜面のふくらみ
- ・湧水の枯渇
- ・地鳴り、山鳴り ・池や沼の水位の急変・樹木の傾き
- ・井戸水の濁り
- ・地面の震動
- ・落石、小崩落

□常備薬

□下着

| 懐中電灯

□携帯ラジオ

□タオル

予備電池·携帯電記

- ・亀裂、段差の発生、
- 拡大

● 土石流

- ・地鳴り ・渓流内で転石の音
- ・流水の異常な濁り・流木発生
- 土臭いにおい ・流水の急激な濁り
- ・渓流水位の激減





ベットのいる家庭は

□ケージ

□ペットフード



□ふん尿の始末用品

